

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十二第一項第一号及び第五号の規定に基づき、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないよつにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配^{にふ}に応じた踏段の定格速度を次のよつに定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないよつにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配^{にふ}に応じた踏段の定格速度を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第二百二十九条の十二第一項第一号に規定する人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないよつにしたエスカレーターの構造は、次のとおりとする。ただし、車いすに座つたまま車いす使用者を昇降させる場合に一枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行つエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル以下とし、かつ、一枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにあつては、第一号及び第二号の規定は適用しな

い。

- 一 踏段側部とスカートガードのすき間は、五ミリメートル以下とすること。
- 二 踏段と踏段のすき間は、五ミリメートル以下とすること。
- 三 エスカレーターの手すりの上端部の外側とこれに近接して交差する建築物の天井、はりその他これに類する部分又は他のエスカレーターの下面（以下「交差部」という。）の水平距離が五十センチメートル以下の部分にあつては、保護板を次のように設けること。
 - イ 交差部の下面に設けること。
 - ロ 端は厚を六ミリメートル以上の角がないものとし、エスカレーターの手すりの上端部から鉛直に二十センチメートル以下の高さまで届く長さの構造とすること。
 - ハ 交差部のエスカレーターに面した側と段差が生じないこと。

第二 令第百二十九条の十一第一項第五号に規定するエスカレーターの勾配^{じゆ}に応じた踏段^{じゆ}の定格速度は、次の各号に掲げる勾配^{じゆ}の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める速度とする。

- 一 勾配^{じゆ}が八度以下のもの 五十メートル

二 勾配が八度を超え三十度（踏段が水平でないものにあつては十五度）以下のもの 四十五メートル

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。